

一般社団法人静岡県水泳連盟新規団体登録申請の要領

1 新規団体として本連盟に登録する団体の要件は下記のとおりとする。

- (1) 申請団体は申請書様式6-1・6-2に必要事項を記入し、所在地の地区水泳協会の審査を受ける。
- (2) 地区水泳協会は申請団体を審査し、要件を満たしている場合は本連盟に推薦し、書類を提出する。
- (3) 本連盟は提出された書類を常務理事会で審査する。常務理事会で承認された申請団体に対し、(公財)日本水泳連盟競技者登録システムを開設する。
- (4) 申請団体は、(公財)日本水泳連盟競技者登録システムにより、登録手続きを行い、関係書類を本連盟へ提出し、登録料を納付する。
- (5) 申請団体は(4)の手続き完了後、登録団体となる。

2 認定条件

- (1) 学校は公共の期間が責任をもつものとして本連盟に直接申請できる。
- (2) その他の団体については次の条件を満たさなければならない。
 - ① 指導者条件 (以下ア、イのいずれかを満たしていること)
 - ア (公財)日本スポーツ協会公認の指導者資格を有する者
 - イ (公財)日本水泳連盟公認の指導者資格を有する者
- (3) 登録団体は必ず最低1名の公認競技役員を置く。ただし、申請時に公認競技役員の資格を有する者がいない場合は、申請後1年以内にその資格を取得する。
- (4) 常時の練習場が確保できている。

3 各地区水泳協会について

- (1) 適正な団体と認められた場合には、本連盟に推薦し書類を提出する。

4 除名について

- (1) (公財)日本水泳連盟の規程に重大な違反をしたときは除名する。
- (2) (一社)静岡県水泳連盟の名誉を著しく傷つけたときは除名する。